

障がい者計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

本町では、令和3年3月に「第5次南風原町障がい者計画」を策定し、「“ちむぐくるの支えあい”～ともにつくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～」を基本理念として、障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らせる共生社会の実現を目指し、地域での障がい者の暮らしを支援するためのサービスの充実のほか、保健・医療、教育、就労、障がいを理由とする差別の解消など、障がい者に係る施策を総合的に推進してきました。また、同時に、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を、第5次障がい者計画と一体的に策定しました。

「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」では、国の基本指針に基づく成果目標（福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、児童発達支援センターの設置等の数値目標や実施方法等）を定めるほか、サービス等の見込量の設定と見込量確保のための方策を定め、その達成に向けて取り組んできました。

令和5年度は3つの計画の最終年度となっています。これまでの計画の進捗状況や新たな課題等を整理するとともに、国の基本計画、基本指針及び近年の制度改革を踏まえながら、障がい者が希望する地域生活の実現に向けた取り組みや、障がいのある子や発達が気になる子の健やかな育成に向けた発達支援等の充実等を図るなど、障がい児者に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために「第6次南風原町障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2. 計画の対象

計画の対象となるのは身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び^{*}社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

※ 社会的障壁

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする原因となる社会にあるもの全部を指す。

たとえば、ことがら（早口でわかりにくいなど）、物（段差があるなど）、制度（納得していないのに入院させられるなど）、習慣（障がいのある人が子ども扱いされるなど）などがあります。

3. 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的根拠等について

■障がい者計画

根拠法令	障害者基本法（第 11 条第 3 項）
概要	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の自立生活及び社会参加の支援等の施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。 単にサービスの提供に関するだけの計画ではなく、障がいのある人もない人もともに暮らせる地域づくりのために、多様な分野で障がい者・障がい児に配慮した取り組みを推進する。
策定方針	国や都道府県の「障害者基本計画」を基本とする。

■障がい福祉計画

根拠法令	障害者総合支援法（第 88 条第 1 項）
概要	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間における成果目標を設定するとともに、目標達成のための方策を定める。（成果目標については 6P 参照） 障害福祉サービス及び地域生活支援事業ごとに、計画期間の各年度における見込量(利用量)を設定するとともに、見込量を確保するための方策を定める。
策定指針	国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」に基づく。
位置づけ	障がい者計画のうち、障がい者に係る成果目標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関する実施計画。

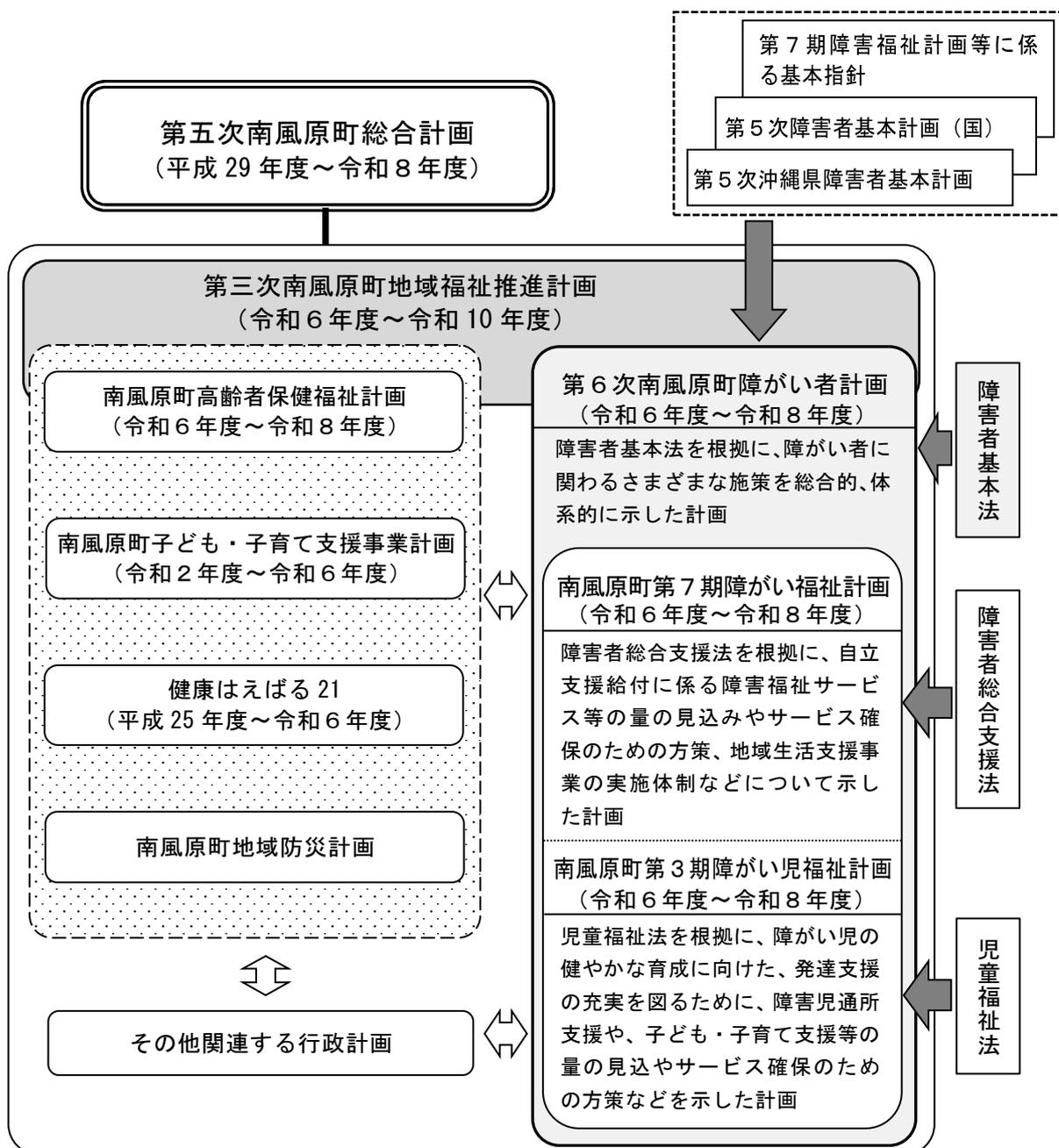
■障がい児福祉計画

根拠法令	児童福祉法（第 33 条の 20 第 1 項）
概要	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間における成果目標を設定するとともに、目標達成のための方策を定める。（成果目標については 6P 参照） 障害児通所支援や障がい児相談支援等のサービスについて、計画期間の各年度における見込量(利用量)を設定するとともに、見込量を確保するための方策を定める。
策定指針	国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」に基づく。
位置づけ	障がい者計画のうち、障がい児に係る成果目標や障害児通所支援等のサービスに関する実施計画。

4. 計画の位置づけ

(1) 関連する計画との整合

- 本計画は、「第五次南風原町総合計画」に即するもので、総合計画の個別計画として位置づけられます。
- 本計画は、福祉分野の横断的な連携を図るための上位計画である「第三次南風原町地域福祉推進計画」と整合性を図ります。
- 本計画は、「南風原町高齢者保健福祉計画」、「南風原町子ども・子育て支援事業計画」、「健康はえばる21」、「南風原町地域防災計画」及び関連する他分野の個別計画との整合性を図ります。
- 本計画は、第5次障害者基本計画(国)や第5次沖縄県障害者基本計画を基本とし、第7期障害福祉計画等に係る基本指針を踏まえた計画とします。



【参考：国の第5次障害者基本計画 各論の主な内容】

各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進
- ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

- ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣
- ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実

4. 防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害特性に配慮した支援

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保

5. 行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保

6. 保健・医療の推進

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあるこどもに対する支援の充実

8. 教育の振興

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

○総合的な就労支援

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり
- ・日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

【参考資料】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定基本指針について

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

【参考資料】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

【参考資料】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

- (都道府県) ○居宅介護の利用者数、利用時間数※ ○重度訪問介護の利用者数、利用時間数※ ○同行援護の利用者数、利用時間数※
 ・市町村) ○行動援護の利用者数、利用時間数※ ○重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
 ○就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ○就労移行支援の利用者数、利用日数
 ○就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○就労定着支援の利用者数
 ○短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
 ○計画相談支援の利用者数 ○地域移行支援の利用者数 ○地域定着支援の利用者数
 ○施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (都道府県) ○保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
 ・市町村) ○保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
 ○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 ○精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○精神障害者の地域定着支援の利用者数 ○精神障害者の共同生活援助の利用者数
 ○精神障害者の自立生活援助の利用者数 ○精神障害者の自立訓練(生活訓練)【新設】
 (都道府県) ○精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

- (都道府県) ○地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における
 ・市町村) 機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

- (都道府県) ○福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
 ○福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
 ○福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数 ○障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

- (都道府県) ○発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
 ・市町村) ○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
 ○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
 ○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
 ○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

- (都道府県) ○児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 ・市町村) ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 ○障害児相談支援の利用児童数
 ○医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
 (都道府県) ○福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○医療型障害児入所施設の利用児童数
 ○医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

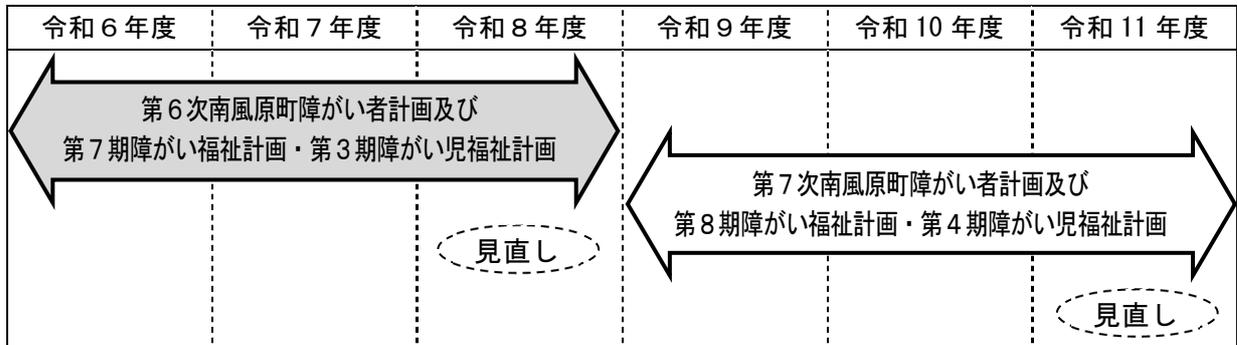
- (市町村) ○基幹相談支援センターの設置【新設】
 ○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
 ○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
 ○基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- (市町村) ○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 ○障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等
 と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
 (都道府県) ○都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査
 ・市町村) の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
 (都道府県) ○相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
 ○相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用
 した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

5. 計画の期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、基本指針で3年を1期とすることが定められているため、本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、令和8年度に見直しを行います。また、障がい者計画についても、障がい福祉計画、障がい児福祉計画との整合性を図る観点から、計画期間並びに見直しの時期を同じくします。



6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、事務局(保健福祉課)において、アンケート調査により障がい児・者の生活の様子やニーズ等を把握するとともに、関係課における事業の実施状況や課題等の把握及び町の実情を踏まえた上で、計画案を作成しました。

また、有識者をはじめ関係機関、福祉施設、関係団体の代表者及び障がい者代表によって構成される「南風原町障がい者計画策定委員会」を設置し、計画案に対する審議を行い、委員会の意見、提言等を踏まえて本計画を策定しました。

